

新公審査答申（個）第70号
令和6年2月16日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年1月21日付け、新行経第521号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和元年8月23日付け新病管第1307号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年8月9日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、カルテの写し（以下「カルテ」という。）を保管した年月日、後で開示した2枚の画像の保管を開始した年月日を示すもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和元年8月23日、実施機関は、本件請求保有個人情報を保有していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年8月29日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和2年1月21日、新潟市長は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張

する内容は、おおむね以下のとおりである。

医療情報部が管理課にカルテを交付した場合は、医療情報部の誰がいつ、交付し、管理課の誰が受理したのか、記録しなければならない。だから、記録はあるはず。

カルテの保管を管理課でするのは、何を根拠としているのか。当該カルテ及び後で開示した2枚のカルテの印字状況の記録を開示すべき。

開示されたカルテには、8月3日の症状説明前に画像の解析がされていると記載されている。医療情報部は診療記録の管理規定によれば、開示請求に対して開示しなければならない。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

当初に開示したカルテ及び追加開示した2枚のカルテについて、いずれも保管を開始した年月日を記録しておらず、請求に係る個人情報を保有していないため、非開示決定した。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、当初に開示したカルテ及び追加開示した2枚のカルテの保管について、いずれも保管を開始した年月日を記録していないため、請求保有個人情報を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から、保管した記録があるはずとして、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 本件請求保有個人情報は、平成30年7月9日にカルテの開示請求に対し、開示漏れがあったことから、当初に開示したカルテ及び追加開示した2枚のカルテについて、管理課で保管を開始した年月日を示すものである。
- (2) 当審査会は、本件審査請求の対象となるカルテについて、その保有の経緯を管理課に確認したところ、カルテの個人情報開示請求があった場合、通常は医事課が受付、交付等に対応することになるが、審査請求人については、特殊なケースとして対応せざるを得なかったことから、管理課でカルテを保有する必要性が生じたとのことであった。

また、本件請求保有個人情報の対象となるカルテは、カルテを管理する医療情報部から直接、受け渡しがあったが、実施機関ではカルテの保管を開始した年月日の記録は取っていないことであった。

- (3) そこで、当審査会は、カルテの開示の手続きについて規定する「新潟市個人情報保護条例」及び「新潟市個人情報保護事務取扱要領」、実施機関のマニュアルである「個人情報開示請求業務手順」を確認したところ、カルテの開示請求における特殊なケースの対応や、カルテの保有方法に関する規定はなかった。
- (4) そうすると、本件請求保有個人情報を保有していないとする実施機関の主張には、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求について非開示とした本件決定は妥当である。
- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和元年12月26日	実施機関の諮問書を受理
令和5年11月28日	審査会開催（第1回）
令和6年 1月15日	審査会開催（第2回）
令和6年 2月 9日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子